

# 適用区分

条例附則

※事業区域の面積が1000㎡未満かつ発電出力50kw未満の事業については、令和8年6月1日以前に着工したものは条例の適用外とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条、第3条、第8条から第9条の2、第11条、第15条及び第21条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第9条の2の規定による協議を実施する設置事業について適用し、施行の日前にこの条例による改正前の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定による協議を実施した設置事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に太陽光発電設備の設置工事が完了している設置事業又は設置工事に着手している設置事業については、なお従前の例による。

